

令和7年11月5日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月5日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分		支局	郵便局	行政処分	
札幌	古平	2両×	43日	旭川	下川	1両×	60日
札幌	定山溪	1両×	40日	旭川	枝幸	1両× 2両×	40日 38日
札幌	砂川	2両×	30日	室蘭	洞爺	1両× 1両×	64日 63日
旭川	旭川中央	1両× 9両×	15日 9日	室蘭	振内	1両×	64日
旭川	礼文香深	1両× 2両×	38日 36日				

3. 処 分 日

令和7年11月5日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 酒井・二階堂

TEL：011-290-2744